

第 59 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（全体会）

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和7年9月3日（水）10：00 ～ 12：00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口 ホール4C
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー） 欠席 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー）
オブザーバー	・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・JR 東日本コンサルタンツ株式会社 ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配付資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料1：第58回委員会（8/6）全体会議事録案
- ・ 資料2：第58回委員会（8/6）部会②議事録案
- ・ 資料3：第58回委員会（8/6）部会③議事録案

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料1：5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 59 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局京急)

(2) 議事録確認

1) 第 58 回委員会 (8/6) 全体会の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 58 回委員会 (8/6) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

3) 第 58 回委員会 (8/6) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 全体会

(1) 開会

- 第 59 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(委員長)

(2) 5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)

- 資料 1 について説明する。(委員長)

<説明概要>

• 前回委員会で委員見解(2)に対する JR の見解として最初に開発計画ありきではなく遺構の全面的な現地保存を実現するための開発計画である大深度の建築計画は実現が困難とされた。

- 本見解は文化財的価値及び保護措置について次の段階の協議に向けた委員見解である。
- 文化財的価値については説明を割愛する。
- 保護措置については次の点を加筆・追加した。

② 次の段階の協議として部分的な現地保存の検討を行う

③ 1～4街区の保存・継承の取り組みにあげられるランドスケープについては「記録保存」の成果の活用位置付けられるものである

④ わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び 4 街区の景観を根拠として鉄道

らしい「連続性」を有する築堤部 100m 以上の区間の現地保存を要望する

⑤ 5・6街区の遺構は国指定史跡と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有しており、国指定史跡に追加指定されることが必要になると考える。(1～6街区での追加指定は保存活用計画書に行政機関と協議を行う旨の記載がある)

⑥ 第7橋梁南横仕切堤跡の移築保存について検討経緯の説明を求め、協議することにした。

⑦ まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立のあり方について委員との見解の共有を求める

・ 本日の見解に対して次回委員会で JR より見解を提示してもらいたい。

・ 次回、本日の見解に対する JR としての考えを文書で回答する。(JR)

・ 保護措置の②について、JR がこれまで丁寧かつ慎重な記録保存調査を行ってきた意義は毀損されるものではないという見解を得たと認識する。(JR)

・ 保護措置の③について、第7橋梁部をつなぐ 80m の区間を確保したことに意義があると認識する。(JR)

・ 保護措置の④について、どこまで対応が可能かを次回示したい。(JR)

・ いただいた意見については、次回文書を拝見した上での回答としたい。(委員長)

(3) その他

・ 高輪築堤の検討体制について、これまで保存活用計画書、整備基本計画書を策定委員会で検討してきた。8月26日に整備基本計画策定委員会の委員・オブザーバーを継承して高輪築堤跡整備委員会を設立した。(事務局 JR)

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

最後に文化財行政からコメントをもらう。(委員長)

← 5・6街区の委員見解については文化庁でも確認していきたい。また、第8橋梁北横仕切堤については遺構を残していただき感謝する。(文化庁)

← 全体会の見解は次回以降に JR からの具体的な話があると思うので、引き続きお願いしたい。部会①は遺構に配慮いただき感謝する。(東京都)

← 部会①について、京急の遺構への対応に感謝する。併せて JR の設計変更に感謝する。全体会については、これまでの議論を踏まえた委員見解に対する JR の回答を注視したい。(港区)

(4) 閉会

3 議事録

3.1 議事録確認

(1) 開会

- (事務局京急) 第 59 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 資料確認
 - ・ オンラインの案内
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局京急) 3つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局京急) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

3.2 全体会

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(3)

- (委員長) 資料 1 について説明する。委員見解(3)となる。冒頭は文書の位置付けであり、8月6日の前回委員会で委員見解「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置(2)」を受けた JR 見解が示された。そこでは、最初に関係計画ありきではなく、残存している遺構の全面的な現地保存を前提にした開発計画を検討し、その説明及び評価を行なった結果、全面的な現地保存とした場合、地下掘削可能検討範囲は建築敷地範囲の約 51%になり、それを前提にした大深度の建築計画の実現は困難であるとされた。本文書はこうした JR 見解を受けて、5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について、次の段階の協議に向けて委員の見解をとりまとめたものである。文化財的価値については、前回示した内容なので説明を割愛するが、大きく分けて 5つのポイントがある。保護措置については、加筆した部分がある。①は前回と同じ内容となっている。②と③は順序を入れ替えているが、文言は変わっていない。②について、保護措置は「現地保存」「移築保存」「記録保存」に分かれるが、遺跡の価値は現地保存によって維持さ

れるものである。「移築保存」「記録保存」の際に発掘調査が行われるが、考古学では発掘調査は遺跡を破壊する行為の一種とされているとあるが、これは考古学の学術的な考え方であり、文化財行政における記録保存を否定するものではない。むしろ発掘調査には十分な計画と高度な技術が必要であるということを示していると理解いただきたい。埋蔵文化財行政では、原則として遺跡を現状のまま後世に保存する「現地保存」の措置をとり、やむを得ずそうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成する「記録保存」が行われる。従って、保護措置についての協議は、遺跡の全面的な「現地保存」を検討することを出発点としたが、冒頭で述べたように、次の段階の協議として部分的な「現地保存」の検討を行う。この「冒頭で述べたように、次の段階の協議として部分的な「現地保存」の検討を行う。」が加筆した部分である。③について、1～4街区の保護措置については、3街区第7橋梁橋台部約 20mとそれにつながる南北の築堤部各約 30m、合わせて約 80m、及び4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構を「現地保存」することを要望した。残念ながら後者は実現できず、信号機跡を含む築堤跡約 30mを「移築保存」することになった。すなわち、1～4街区で「現地保存」された築堤部は、第7橋梁橋台部につながる南北約 30mずつ、2街区の公園部分の約 40mであり、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の遺構が「現地保存」されたとは言い難い。これは前回も同じ見解を出している。その後が加筆した部分だが、「また、JR 見解（2025 年 8 月 6 日）では、1～4街区の「高輪築堤の保存・継承」の一つとして「高輪築堤の記憶・連続性を表現するランドスケープ」をあげているが、これは保護措置における「記録保存」の成果の活用に位置づけられるものである。」という見解を加筆した。④について、1～4街区の保護措置において、4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構の「現地保存」が実現できなかったことを踏まえ、5・6街区においては、わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部 100 m以上の区間の「現地保存」を要望する。海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の長さの根拠は、別紙にある4街区の高輪築堤跡の景観に拠っていることを加筆した。別紙の上段には4街区の高輪築堤跡の景観の写真を示した。これは信号機跡を含む可能な限り長い区間の「現地保存」を要望した場所である。海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の長さを 100m以上としたのは、この景観に基づいている。右下の全体図では4街区は 380mあるので、100m以上はその 1/4 強以上である。上段の写真及び左下の写真の赤枠の範囲に示したように、100m以上あれば、高輪築堤跡の築堤部の鉄道らしい「連続性」を景観上うかがい知ることができると判断した。⑤につい

て、上記の遺構（④で述べた 5・6 街区の遺構）は、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有している。従って、「現地保存」した後に、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に追加指定されることが必要になるという見解を加筆した。『「史跡旧新橋停車場及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書』には、「計画対象範囲内における追加指定」として「計画対象範囲内（これは 1～6 街区）において遺構を土中保存している箇所や、遺構が確認されていない箇所等における高輪築堤跡及び関連する遺構については、遺構の遺存状況と周辺の開発状況等に応じて条件が整った場合、史跡の追加指定について、行政機関と協議を行う。」と明記されていることを加筆した。⑥については付けたりという理解をして頂きたいが、4 街区の保護措置については、2021 年 12 月 8 日の第 12 回委員会で取り上げた、4 街区の第 7 橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」が検討課題となっており、ここでその後の検討経緯について説明いただき、改めて第 7 橋梁南横仕切堤の「移築保存」について協議することにしたい。要するに移築場所として、5・6 街区も候補としては考えられるのではないかとということである。⑦は、JR 見解にある「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立へ向けて」という文言について、「両立」とはどういうあり方を示すものなのか、委員と見解を共有する必要がある、という前回提示の文言をそのまま引き継いでいる。以上の委員見解を次の段階の協議に向けて提示した。次回委員会で、今回の委員見解を受けた JR 見解を文書で提示していただきたい。

（委員長）

質問、意見はあるか。

（JR）

委員見解（3）を提示頂き感謝する。次回、JR としての考え方を提示させて頂く。本日の文書の保護措置の②の部分、先ほど委員長から発掘調査は遺跡を破壊する行為という表現について説明して頂いた。私共はこれまでも委員会で示して頂いた調査方針に基づき、港区教育委員会と丁寧かつ慎重に十分な記録保存調査を行ってきており、その意義を毀損するものではないという見解をいただいたと思っている。保護措置の③について、第 7 橋梁部につながる南北 30m の築堤部の扱いについて、一連でトータル 80m の区間を確保したことに意義があると思っており、この第 7 橋梁橋台部を含むトータル 80m は海上築堤らしい景観を現地に残していると考えている。保護措置の④について、4 月・6 月委員会で対応がなかなか困難である旨を説明したが、本日の見解を踏まえ、文化財的価値の理解を深め、どのような対応が可能かを次回示したい。保護措置の⑦について、これまで口頭及び文書で説明させていただいているように、1～4 街区での物としての保存・継承の取り組みに関して、ここにストーリーを重ねることにより、

さらに今の世代や次代へ高輪築堤の価値の継承を行っていききたいと考えている。これらは次回改めて文書に記載させて頂く。

(委員長) 今、いただいた意見については、次回文書を拝見した上での回答としたい。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(3) その他

(委員長) その他は何かあるか。

(事務局 JR) 高輪築堤の検討体制を共有させていただく。高輪築堤をTAKANAWA GATEWAY CITYにおけるまちづくりの中で生かし、将来に継承していくために、令和5年5月26日に認定を受けている高輪築堤跡保存活用計画書及び、令和7年3月策定の高輪築堤整備基本計画書に基づき、それぞれの会議体で検討・助言を頂いてきたが、今般、8月28日に高輪築堤整備委員会を設立し、高輪築堤の整備の進捗状況の確認・報告や、整備に関する幅広い検討に行うに際し、専門的知見からご助言、ご指導を受けるための検討体制を構築している。整備基本計画策定委員会を継承する委員・オブザーバーで進める。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」「高輪築堤跡整備委員会」の3つの会議体において情報の連携を図りながら、事業者へご助言いただければと考えている。

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

(委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁) 5・6街区の委員見解については文化庁でも確認していきたい。また、第8橋梁北横仕切堤については遺構を残していただき感謝する。

(東京都) 全体会の見解は次回以降に JR からの具体的な話があると思うので、引き続きお願いしたい。部会①は遺構に配慮いただき感謝する。

(港区) 部会①について、京急の遺構への対応に感謝する。併せて、JR の設計変更に感謝する。全体会については、これまでの議論を踏まえた委員見解に対する JR の回答を注視したい。

(4) 閉会

(委員長) 他になければ全体会を閉会し、部会①に進める。他になければ全体会を閉会する。

以 上